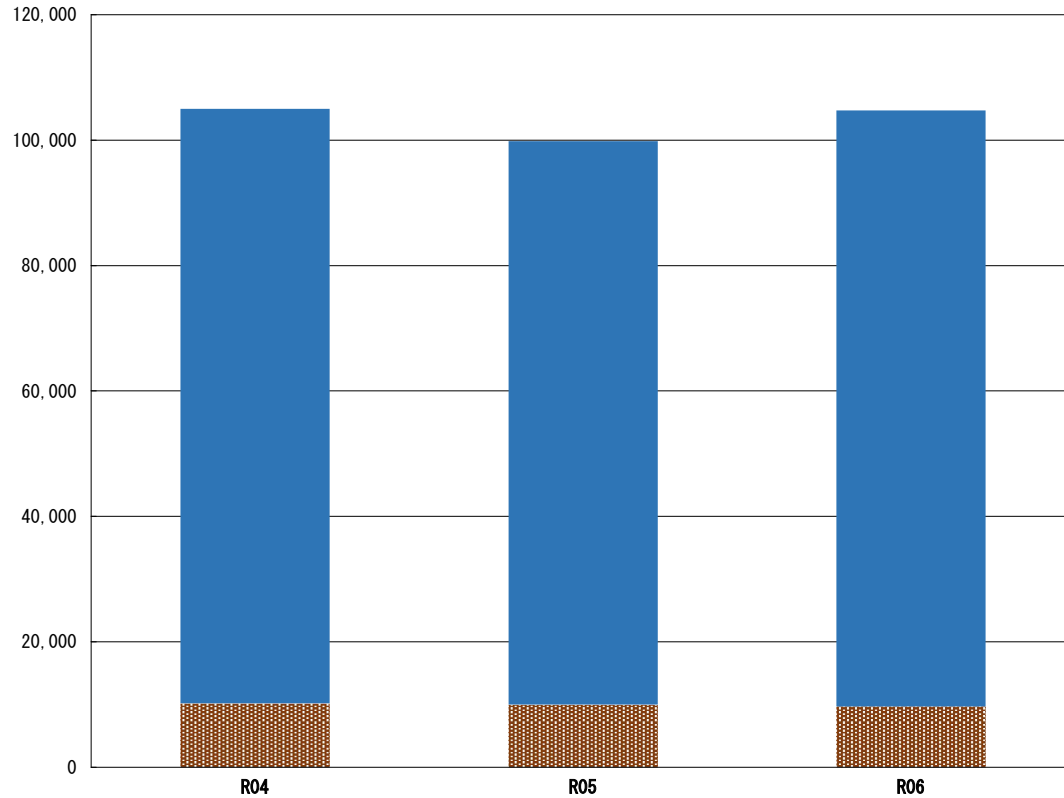


(11) 基金残高（東日本大震災分を含む）に係る経年分析（市町村）

（百万円）



（百万円）

区分	年度	R04	R05	R06
財政調整基金		10,164	9,956	9,661
減債基金		24	24	24
その他特定目的基金		94,840	89,856	95,079
大熊町中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金		41,497	38,545	35,944
大熊町東日本大震災復興基金		20,645	24,289	30,650
大熊町特定原子力施設地域振興事業維持補修基金		13,311	11,740	10,363
大熊町帰還・移住等環境整備交付金基金		10,371	5,620	8,255
大熊町中間貯蔵施設建設に伴う地域振興基金		4,247	4,247	4,248
基金残高合計		105,028	99,835	104,764

令和6年度

福島県大熊町

基金全体

（増減理由）

令和6年度の基金残高は104,764百万円となり、前年度比4,929百万円の増となった。

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金については、大野駅西商業施設整備事業及び管理事業、スマートコミュニティ整備事業等への充当により前年度と比較し、2,601百万円減少している。

東日本大震災復興基金については、観光一般経費及び避難者コミュニティ補助事業へ充当はあるが、東京電力HD(株)からの損害賠償金の一部が約1,920百万円収入となったこと等により前年度と比較し、6,361百万円の増となっている。

特定原子力施設地域振興事業維持補修基金や帰還・移住等環境整備交付金基金については、一度国県支出金を基金へ積立し、復興整備事業等が完了する時点で基金を取り崩して使用するものであり、その事業量に比例し残高が増減している。

（今後の方針）

今後も、復興計画に基づく施設整備事業等に多くの財源が必要になると見込まれるが、安定した長期財政運営が行えるよう適正な基金の活用について検討を進めていく。

財政調整基金

（増減理由）

地方自治法第233条2項の規定にある決算剰余金の積立及び一般財源不足分の基金取り崩しにより減額となった。

（今後の方針）

経済事情の変動により、財源が著しく不足した場合や、大規模な災害の発生による多額の支出等不測の事態に備えるほか、将来に復興事業や公共施設整備および維持管理に係る財源としても取り崩しが予想されるため、一定程度の残額を確保するとともに健全な財政運営に努める。

減債基金

（増減理由）

基金運用による利子積立のみ増加している。

（今後の方針）

基金取り崩しの計画により適正な執行を検討している

その他特定目的基金

（基金の用途）

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金については、中間貯蔵施設等の整備及び管理運営並びに同施設等への除去土壌等の収集及び運搬に伴う影響を緩和するために必要な生活再建及び地域振興等に係る幅広い事業に要する経費の財源に充てることとしている。

東日本大震災復興基金については、市町村復興支援交付金等を復興に関する財源や寄付金等を原資とし、復興事業の経費に充てることとしている。

その他、復興事業に関する基金については各事業内容により、主に国県支出金を原資として基金化し、復興事業の経費に充てることとしている。

（増減理由）

震災前は各目的の事業の財源として基金を創設していたが、震災以降は住民が帰還および移住できる環境整備事業の財源として、福島再生加速化交付金等の国庫支出金といった復興財源を基金に積み立て、事業の進捗と共に取り崩すなどしていることにより増減している。

（今後の方針）

復興に関する基金については、復興財源を原資としているため国の復興予算に着目し今後の動向をしっかりと把握するとともに、復興財源が廃止となった後でも健全な財政運営が行えるよう長期的な視野を持ち、活用について検討をすすめていく。